

住民投票条例に対する今期推進会議の基本的な考え方について（案）

- 3 自治基本条例は、町民の町政参加の権利を保障し、町が町民と意思決定を行うという点で協働の最高位の仕組みであり、その中で触れられている住民投票は直接住民の意思を確認する重要な手段の一つであるので、町にどのセクションが担当するかを明確にするよう要請する。

なお、町職員と推進会議委員それぞれ数名で勉強会を組織し、研究を進めていくこととする。

住民投票条例の合同勉強会について（案）

- 1 まちづくり推進会議の自主的な部会として設置する。
- 2 推進会議からの委員
 - ① 会長と相談のうえ、指名させていただきたい。
 - ② できる限り幹事との重複は避けたい。
- 3 町側の担当者
 - ・町民課以外からもメンバーを募集する予定
- 4 研究部会（勉強会）は、メンバーが確定次第発足
- 5 研究状況は、適宜幹事会へ報告する。
- 6 部会長が必要と認めたときは、オブザーバーの参加も可とする。